

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成24年8月23日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 競争入札に付する事項

(1) 工事件名

庁舎別館 改修工事

(2) 工事場所

京都市南区東九条東山王町12 地内

(3) 工事概要

庁舎別館改修工事 一式

(4) 工期

契約の日から150日以内

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。

イ 部分払 なし

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札は、京都市上下水道局競争入札有資格者名簿（工事）（以下「競争入札有資格者名簿（工事）」という。）における建築一式工事の種目として実施し、参加できる者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（(4)にあつては、提出の日から参加資格の確認の日までの間）において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 京都市上下水道局の平成24年度の競争入札有資格者名簿（工事）に「建築一式工事」の種目で登録されており、かつ、本市の区域内に主たる事業所（本社等）があること。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開

札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）における「建築一式工事」の種目の総合評定値が700点以上であること。

- (3) 建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置することができること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

- (4) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

- (5) 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

- (6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法

- 第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html

(2) 交付期間

この公告の日から平成24年8月30日(木)午後5時まで

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局ホームページからのダウンロードも可能とする。

4 競争入札の参加資格の確認手続

(1) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格について審査を受けること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(2)及び(3)に掲げる条件に関する書類等

(2) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成24年8月30日(木)までの午前9時から午後5時まで

(3) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成24年9月6日(木)に、京都市上下水道局用度課において掲示する。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受けること。

工事の設計書及び図面については、平成24年9月14日(金)までにビジネスサービス株式会社(京都市伏見区竹田久保町2-96 電話075-645-2212)

において購入すること（購入時間は、午前9時から午後5時までとする）。この参加資格の確認の通知日から平成24年9月14日（金）までの期間に設計書及び図面の購入をされなかった場合、積算不能として本件に参加することができないものとする。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成24年9月10日（月）までに、3(1)の場所に提出すること。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成24年9月12日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、京都市上下水道局が公告した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき、又は落札決定に至っていない同種目の他の工事入札において低入札価格の対象となる応札を行ったとき。

ウ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

オ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

5 入札実施日及び実施場所

(1) 実施日

平成24年9月25日（火）午前10時30分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法

- (1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとする。
- (2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。
- (3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。
- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札することとする。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。
- (5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次

に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（上下水道局総務部用度課）